

学校でのいじめによる自死防止対策検討プロジェクトチームの開催に関する規程

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）に基づき、学校でのいじめによる自死防止対策を検討するため、学校でのいじめによる自死防止対策検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 プロジェクトチームは次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校でのいじめによる自死防止対策に関すること
- (2) その他、第 3 条第 3 項に定める座長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 プロジェクトチームは、次に掲げる者（以下「委員」という。）により構成する。

- (1) 教育委員会事務局及び子ども青少年局における事務を担当する副市長
- (2) 子ども及び親の支援に関する事務を担当する副市長（前号の者を除く）
- (3) 前各号の者を除き、いじめによる自死防止対策に関し必要な知識又は経験を有する者のうち、第 1 号に定める者が指名する者

2 プロジェクトチームは、委員 7 人以内をもって構成する。

3 プロジェクトチームには、座長および副座長を各 1 名置くこととする。

4 座長は、第 1 項第 1 号による委員とする。

5 副座長は、第 1 項第 2 号による委員とする。

6 座長はプロジェクトチームの議事を進行し、副座長は座長に事故があったとき又は座長が欠けた時に座長の職務を代理する。

7 委員の任期は、第 7 条に規定する市長への報告の終了した日までとする。

(委員の職務)

第 4 条 委員は、学校でのいじめによる自死防止等に寄与する具体的な提案や意見表明を行うものとする。

(開催等)

第 5 条 プロジェクトチームの会議は、座長がこれを招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、プロジェクトチームの会議に参考人を招聘し、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 座長は、いじめ等の自死事案に係る関係者の求めに対して、必要があると認めるときは、当該関係者に意見陳述の機会を与えることができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、正当な理由なく、プロジェクトチームにおいて知り得た秘密を漏らし
てはならない。又、その職を退いた後も同様とする。

(市長への報告)

第 7 条 座長は、プロジェクトチームの会議が全て終了したときは、その結果を市長に
報告するものとする。

(謝金等)

第 8 条 名古屋市職員（常勤の職員に限る）を除く委員が会議に出席したときは謝金を
支給する。

2 前項に規定する謝金の額は、日額 12,600 円とする。

3 委員に旅行を依頼した場合は、名古屋市旅費条例（昭和 25 年条例第 32 号）の規定
に基づいて旅費の支給を行うことができる。

(庶務)

第 9 条 プロジェクトチームの庶務は、子ども青少年局において処理する。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関して必要な事項は、
別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 3 年 9 月 3 日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、第 7 条に規定する市長への報告が終了した日限り、その効力を失う。